

2018年7月『健康増進法』が改正・2019年3月「大阪府受動喫煙防止条例」を制定しました

知ってますか？

2020年4月から飲食店は、「原則屋内禁煙」です

店内でたばこを吸う場合は、**専用の喫煙室**の設置が必要です

経営規模の小さい既存飲食店は喫煙か禁煙かを選択できます

※喫煙を選択する場合は、**届出**が必要です。

お店に**標識**を掲示しなければなりません



※標識は厚生労働省のHPからダウンロードできます。

あなたのお店はどのタイプ？

2020年4月より飲食店は**原則屋内禁煙**ですが、喫煙室を設ける場合は、お店のタイプによって設置可能な喫煙室が異なります。

※テラス席や屋上等の「屋外」は規制の対象外です。

（「屋外」とは、屋根がないまたは側面の半分以上を壁等で覆われておらず、煙が店内に流入しない場合をいいます）

お店のタイプ	設置可能な喫煙室	喫煙	飲食	設置
大規模の飲食店又は新規の飲食店	①喫煙専用室	○	×	施設の一部
	②加熱式たばこ専用喫煙室	加熱式のみ○	○	施設の一部
喫煙を主目的とするバー、スナック等	①喫煙専用室	○	×	施設の一部
	②加熱式たばこ専用喫煙室	加熱式のみ○	○	施設の一部
	③喫煙目的室	○	○	施設の全部又は一部
規模の小さい既存飲食店※	①喫煙専用室	○	×	施設の一部
	②加熱式たばこ専用喫煙室	加熱式のみ○	○	施設の一部
	④喫煙可能室（注）	○	○	施設の全部又は一部

※規模の小さい既存飲食店とは？

- ・ 2020年4月1日時点で営業している飲食店
- ・ 個人経営又は資本金が5,000万円以下
- ・ 客席面積が100㎡以下 → 大阪府内の飲食店は、2025年4月より**30㎡**以下となります

（注）従業員を雇用している飲食店は、2022年4月より「原則屋内禁煙」に努めてください。

標識はどうすればいいの？

- ◆ お店の入り口や喫煙室の入り口に掲示してください。
- ◆ 厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
- ◆ 英語、中国語、韓国語の標識もあります。

(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>)

詳細は大阪府ホームページをご確認下さい。



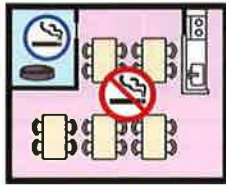
# 飲食店に設置可能な喫煙室の種類

(たばこを吸うための喫煙室)

## 「①喫煙専用室」

○ 全ての飲食店で設置可能です  
(施設の一部にのみ設置可)。

➢ 喫煙専用室内では、飲食  
など喫煙以外のことはでき  
ません。

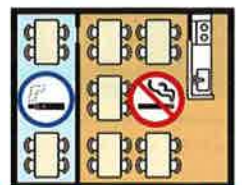


(加熱式たばこを吸いながら、飲食の提供ができます)

## 「②加熱式たばこ専用喫煙室」

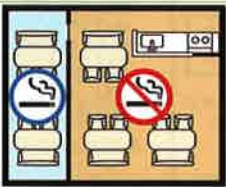
○ 全ての飲食店で設置可能です  
(施設の一部にのみ設置可)。

➢ 加熱式たばこのみ喫煙可能です。

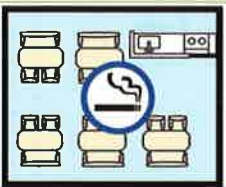


(たばこを吸いながらサービスの提供ができます)

## 「③喫煙目的室」 (施設の一部)



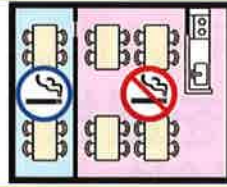
## 「③喫煙目的店」 (施設の全部)



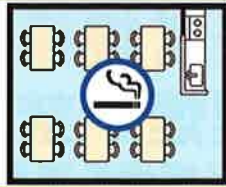
○ たばこの対面販売(出張販売を含む)をしているバー、  
スナック等が対象です。  
○ 主食を提供しているバー・スナック等は対象になりません。

(たばこを吸いながら飲食の提供ができます)

## 「④喫煙可能室」 (施設の一部)



## 「④喫煙可能店」 (施設の全部)



○ 規模の小さい既存飲食店が対象です。  
➢ 喫煙を選択する場合は、お近くの保健所又は保健所を設置  
する市に届出書類を提出して下さい。

## 専用の喫煙室を設ける場合は、下記の事項を必ずお守りください！



20歳未満は  
立入禁止

20歳未満の方は、従業員  
を含め喫煙エリアに立ち入  
らせることはできません。

喫煙室以外の場所に  
たばこの煙がでない  
ようにして下さい。  
(技術的基準)

- ①～③のすべてを守って下さい。
- ①壁や天井でおおわれた部屋にする。
  - ②煙を屋外に排出する。
  - ③喫煙室の出入口は、中に向けて airflow が毎秒0.2m/秒以上。



喫煙禁止場  
所の灰皿等  
設置禁止

喫煙禁止場所  
に喫煙器具・  
設備を設置し  
ないで下さい。



違反時の  
罰則等の  
適用

義務違反時には  
指導・命令・罰則  
等が適用されるこ  
とがあります。



喫煙室設置  
の広告宣伝

広告・宣伝をする時  
は、喫煙室を設置し  
ている旨を明示にし  
ましょう。  
(喫煙専用室を除く)



喫煙室の  
標識掲示

施設の主な出入口の見やすい  
場所に標識を掲示して下さい。



喫煙室の出入口の見  
やすい場所に標識を  
掲示して下さい。

## 喫煙室を設置する飲食店に対する支援制度

喫煙室を設置する飲食店に対する支援制度があります  
(喫煙室の整備にかかる費用の自己負担分の一部を補助)

◆ 国の支援策(受動喫煙防止対策助成金など)  
喫煙室の設置などに係る経費(工費、設備費、備品費、機械装置費等)の  
3分の2(上限100万円)を助成するものです。

◆ 府独自の支援策(大阪府受動喫煙防止対策補助金)  
大阪府受動喫煙防止条例の規制対象となる飲食店を対象にした補助金で  
す。国庫補助制度の活用を前提に、喫煙室の設置などに係る経費の4分の  
3(基準額の上限300万円)を補助するものです。

※対象となる飲食店には要件があります。

※詳細は、**受動喫煙防止対策補助金相談窓口(06-6266-1977)**に  
お問い合わせ下さい。

## 大阪府受動喫煙防止対策 相談ダイヤル

「改正健康増進法」や「大阪府受動喫煙防止条例」に  
関する問い合わせは、以下をご利用ください。

☎06(6944)8224

平日(月～金)9:30～18:00 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く

※大阪市・堺市・豊中市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市に所在する施設は、  
下記が利用できます。

大阪市 受動喫煙防止対策コールセンター	06-6244-7600	平日9時から17時30分
堺市 健康福祉局健康部健康医療推進課	072-222-9936	平日9時から17時30分
豊中市 保健所 健康政策課	06-6152-7352	平日9時から17時15分
高槻市 保健所 健康医療政策課	072-661-9330	平日8時45分から17時15分
枚方市 保健所 保健企画課	072-807-7623	平日9時から17時30分
八尾市 保健所 保健企画課	072-994-0661	平日8時45分から17時15分
寝屋川市 健康部健康づくり推進課	072-812-2002	平日9時から17時30分
東大阪市 保健所 健康づくり課	072-960-3802	平日9時から17時30分

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課

大阪府受動喫煙防止条例

検索